

第10期中野区健康福祉審議会 障害部会 報告書(案) 概要

区は、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画の策定にあたり、令和5年4月、「同計画に盛り込むべき基本的な考え方」等について、第10期中野区健康福祉審議会へ諮問した。

これを受け、令和5年4月から9月までの期間に同審議会障害部会で審議した内容を、報告書としてまとめたものである。

第1章 障害者施策

1 障害者の権利擁護

障害者が、自身の意思で決定し、活動や社会参加の制約を受けることなく、地域生活や社会生活を継続し、適切な支援を受けながらその人らしく生きられる社会を構築するため、多岐に渡る施策が必要である。

(1) 障害者差別解消の取組

- ・相談体制の強化
- ・合理的配慮の提供の推進
- ・理解促進及び啓発活動への取組

(2) 障害者虐待防止の取組

- ・障害者虐待防止相談体制の強化
- ・障害者虐待防止への理解促進のための啓発事業の推進
- ・施設従事者等の専門性と質の確保

(3) 成年後見制度の取組

- ・成年後見制度の利用支援等の推進
- ・成年後見人の利用促進

2 地域生活の継続の支援

地域生活を継続するために地域資源として障害福祉サービスのサービス量の確保が必要である。障害の状況、生活する家族等の状況、年代等、様々な背景を考慮し、その人らしい地域生活を継続するために、状況を把握し、サービスの整備を計画的に進める必要がある。

(1) 地域における生活の維持及び継続の支援

- ・重度障害者支援の充実
- ・多様化するニーズへの対応

(2) 相談支援体制の充実・強化

- ・専門相談の推進
- ・地域の相談支援体制の強化

- (3) 福祉人材の確保・育成
 - ・福祉人材の確保
 - ・福祉人材の育成

- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進
 - ・包括的相談支援体制の整備・強化
 - ・地域ケアの推進

3 入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援

施設入所支援等からの地域移行者数は減少しており成果目標を大幅に下回った。入所者等が高齢化するなか、地域移行を推進するためには地域における生活を支える様々なサービスを拡充させる必要がある。

- (1) 施設入所者等の地域移行の推進に向けた取組
 - ・支援体制の強化
 - ・地域資源の整備
- (2) 精神障害者の地域移行を支える体制整備
 - ・精神科入院患者の地域移行の推進
 - ・地域生活を支える体制整備の拡充
 - ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築への取組
- (3) 障害者の地域生活支援拠点
 - ・身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備
 - ・地域生活の継続、定着支援のための支援体制の強化

4 障害者の就労支援

障害者の法定雇用率は、令和3年3月に2.3%に引き上げられ、令和6年4月及び令和8年7月に0.2%ずつ、段階的な引き上げを予定している。

週10時間以上の就労も実雇用率に算定できるようになり、障害者の心身の状況に合わせた就労の可能性が広がる可能性があり、雇用機会の創出といった就労支援センターにおける企業への働きかけがより必要とされる。

このような状況を踏まえ、障害者の一層の就労支援を推進する必要がある。

- (1) 就労機会の拡大
- (2) 一般就労への支援と定着の取組の強化
- (3) 就労継続支援事業所における工賃の向上
 - ・安定した受注の確保
 - ・自主生産品の充実に向けた支援

第2章 障害児施策

1 障害や発達課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進

障害や発達課題のある子どもが地域で健やかに成長するためには、身近な地域に必要な支援を受け、安心して生活できる環境が整っていないなければならない。そのためには、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制や、保護者や家族が孤立することなく身近に相談できる環境の構築が必要である。

(1) 中野区版児童発達支援センター機能の充実

- ・ 障害や発達課題に関する身近な地域での情報提供や相談支援
- ・ 療育相談の中心となる児童発達支援センターの設置の検討

(2) ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援

- ・ 保育所等訪問支援の充実
- ・ 関係機関の連携による支援

(3) 保護者・家族への支援

- ・ ペアレントメンターによる相談支援の充実
- ・ 保護者のレスパイト等の支援

2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等

障害や発達課題のある子どもやその家族に対し、身近な地域で質の高い専門的な発達支援を行うための基盤として、多様な障害の特性に応じた障害児通所支援事業所や障害児相談支援事業所といった社会資源の充実が求められている。

(1) 障害児通所支援事業所の確保と質の向上

- ・ 指導検査や研修会等による障害児通所支援事業所の質の向上
- ・ 障害児通所支援事業所への福祉サービス第三者評価の活用促進

(2) 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保

(3) 障害児相談支援体制の充実

- ・ セルフプラン解消のための障害児相談支援事業所への支援
- ・ 障害児相談支援事業所の開設の誘導

3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

国は令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）を制定し、医療的ケア児等への支援が、国及び地方公共団体の責務であることを明確に規定した。このことを受け、区としての医療的ケア児等への包括的な支援体制の構築が望まれる。

(1) 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置

- ・ 医療的ケア児等の協議の場の活用による支援体制の充実
- ・ 関係機関連携の中心となる医療的ケア児等コーディネーターの配置

(2) 医療的ケア児及びその家族からの相談体制の整備